

貨物自動車用ドライブレコーダの選定基準と手数料の変更について

～選定基準に運転者用カメラを追加～

貸し切りバスは、運転者用カメラを備えたドライブレコーダの装着が国土交通省告示で義務付けられました。運転者用カメラはドライバーの運転挙動を映像に収めることでドライバーの安全運転意識の向上が図れるため、貨物自動車においても運転者用カメラを備えたドライブレコーダの普及を図ることで安全運行に資すると考えられます。このことから（公社）全日本トラック協会の指導のもと、ドライブレコーダの選定に当たって、運転者用カメラの仕様・機能レベルを審査の項目として追加します。なお、簡易型、標準型、運行管理連携型、スマートフォン活用型の分類及び審査についての変更はございません。

■運転者用カメラの選定基準について

これまでに LEVO は、（公社）全日本トラック協会の委託を受けて 249 型式のドライブレコーダを審査し、基準要件を満たす機種を型式登録してきました。これまでに廃止した 62 型式を除く 187 型式について、運転者用カメラに関するドライブレコーダの仕様や機能を申請者にアンケート調査したところ、運転者用カメラのある機種が 144 機種（77%）あり、そのうち告示に準拠しないが夜間においても運転者の挙動を撮影できるもの（レベルⅠ）が 4 型式、告示に準拠しないが運転者の挙動の映像を精緻に撮影できるもの（レベルⅡ）が 28 型式、告示に準拠しているもの（レベルⅢ）が 97 型式であることがわかりました。

このことより、LEVO は、夜間においても運転者の挙動を撮影できるレベルⅠ以上の機能があることを審査時の映像で確認のうえ、性能レベルに応じてレベルⅠ～Ⅲに分類し、運転者用カメラを備えたドライブレコーダとして選定することとします。

【運転者用カメラの選定基準（分類）】

- レベルⅠ：告示に準拠しないが夜間においても運転者の挙動を撮影できるもの
- レベルⅡ：告示に準拠しないが運転者の挙動の映像を精緻に撮影できるもの
- レベルⅢ：告示に準拠しているもの

■運転者用カメラの審査方法

申請者（機器メーカー、販社）は、ドライブレコーダの仕様審査にあたりレベルⅠ～Ⅲのどれに相当するかを申告し、ドライバー変速装置の映像、かじ取り装置の映像を含めて夜間のドライバーの映像を提供します。LEVO は映像を視認し、レベルⅠ～Ⅲに相当するか審査を行います。

■運転者用カメラの通知

LEVO は審査結果をもとに、選定結果の通知に「運転者用カメラの性能レベル」を追加し、全日本トラック協会に通知します。

■選定基準と手数料の変更等

令和4年1月4日から令和4年3月31日までは、審査トライアル期間とし、変更した新たな選定基準で審査し、手数料は据え置き（税込み 27,500 円）です。

令和4年4月1日からの本実施の手数は、審査項目が増加しますので「税込み 29,700 円」にアップします。

過去に審査が終了しているドライブレコーダに運転者用カメラを追加する場合は、仕様変更の扱いとします。（手数料 11,000 円（税込み））

【審査内容の変更に関する連絡先】

（一財）環境優良車普及機構 企画調査部

- ・電話：03-3359-9008
- ・FAX：03-3353-5431
- ・Eメールアドレス：shinsa@levo.or.jp
- ・電話受付時間：10:00～16:00